

多文化共生教育部会たより

「その子のために採りうる最善の方策は何なのか」

前号で紹介した、文部科学省初等中等教育局メールマガジンからの前川喜平大臣官房審議官（初等中等教育局担当）のコラムをどのように読まれたのでしょうか。日本の法体系が「年齢主義」と「課程主義」の両方に立っているということに驚かれた人も多いことでしょう。

制度の違う外国の学校や外国人学校と日本の学校の間を行き来する子どもの教育保障をするためには、柔軟な対応が不可欠です。「課程主義」をとっている学校から日本の学校へ編入する場合、「年齢主義」のみを押し通すと、適切な教育の機会を得られない子どもができてしまいます。9歳の2年生がいきなり4年生になったり、16歳の中学生が中学校への編入を拒否されたりすることがおこってしまいます。後者の場合、中学校を卒業していないので、高校受験資格もありません。つまり、進路を絶たれた子どもをつくってしまうのです。

文科省は、2009年3月27日に「定住外国人の子どもに対する緊急支援（第2次）」を通知し、外国人の子どもの公立学校への柔軟な受け入れができることを示しました。

1. 公立学校への受入れの円滑化方策

(2) 既存の制度や事業の活用等による対応

3 各学校において、年齢相当の学年への受入れや、外国人児童生徒の学力や日本語能力等を適宜判断の上下学年に一時的又は正式に入学を認めることができること

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/03/1259580.htm

前川喜平大臣官房審議官のコラムに書かれていたように、日本では法令上柔軟な受け入れは可能であり、この通知にも、「既存の制度や事業の活用等」で対応できることが示されています。

中川文科副大臣は、2010年5月19日の記者会見で、

「現場ではそれが分からなかったというか、思い込みの中で運用されていたという部分があって、文科省の方から、それは弾力的にできるんですよというふうな指導をしたという経緯がありました。」

http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1294125.htm

と話しています。この文科省からの指導は何を指すのか、文科省に問い合わせたところ、「定住外国人の子どもに対する緊急支援（第2次）」の通知を指していることがわかりました。つまり、柔軟な受け入れに法的な制度整備は必要ないにもかかわらず、現場が思い込みで受け入れに制限を設けているため、文科省は、この通知で、弾力的にできることを示したのです。

ところが、この通知が出された後も、対応は自治体によりまちまちで、中には、外国人学校で中1であった子どもが中学校3年に編入し、在学期間が短いことを理由に卒業証書を受け取れずに退学となった例も報道されました。(資料1)

津市においても、他の自治体で小6であった子どもが、津市にきたとたんの中2にされるという事態がおこっています。

中川文科副大臣は、2009年12月1日に「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」を設置しました。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kokusai/008/index.htm

この懇談会の中でも、柔軟な受け入れの不徹底が問題となり、懇談会後の記者会見(2010年1月13日)で、以下のようなやりとりがあります。

記者)

先ほどの定住外国人児童の政策懇談会ですが、そこで委員さんから、既に文部科学省として通達を出しておられるようなことが不徹底になっている。例えば、日系ブラジル人の生徒さん児童さんが、学力や語学の習熟度に応じて、その学年じゃなくて一つ下の学年とかでも本当は入れるのに駄目だと言っていたりとかですね、実際の現場の校長先生とか教育委員会の指導主事の方がご存じないということがあるということだったんですけど、これから新学期を迎えていくわけなんですけど、何か改めて通達を出し直すということはお考えでしょうか。

副大臣)

そうですね、今日のお話を聞いていまして、今ある施策の中で、改めて外国人労働者の問題の中から出てくる子どもたちのことについては、ちょっと整理して通達を出し直そうかなという思いを、今しております。

http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1289010.htm

このような流れを受け、文科省は、2010年5月19日に『定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会』の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント」を公表し、過年齢の子どもが在籍できることを改めて示しました。

(3) 受入れ体制の環境整備及び上級学校への進学や就職に向けた支援の充実

- 外国人児童生徒の日本語能力等に配慮した弾力的なカリキュラムの編成など制度面についての検討や、学齢を超過した者を含め、入学・編入学させたり、その際に下学年へ受入れたり、就業実態を踏まえ、必要な場合には、いわゆる夜間学級を活用したりするなど、小学校または中学校に入りやすい環境の整備を促進。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kokusai/008/toushin/1294066.htm

前述したように、柔軟な受け入れは、法的に可能であり、新たな法整備は必要ありません。柔軟な受け入れを禁じている法令は何もないことを、中川文科副大臣が記者会見(2010年5月19日)の中

で、以下のように語っています。

私も、この 24 人の専門家の人たちで議論したときに、具体的にその問題が指摘されて調べてみたら、法的には特に制限している部分はないんだということに気がつきました。

http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1294125.htm

では、外国人の子どもたちの就学を保障している法令はあるのでしょうか。

日本国憲法、教育基本法、学校教育法には、「国民」と記されているため、外国人の子どもの就学の権利を主張する法的根拠にはなりません。

しかし、日本も批准している「国際人権規約（A規約）（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）」と「子どもの権利条約」ですべての子どもが教育を受ける権利が保障されています。

ここでは、国際人権規約について見てみましょう。

国際人権規約（A規約）には、教育を受ける権利について以下のように記されています。

第十三条

1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

(d) 基礎教育は、初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者のため、できる限り奨励され又は強化されること。

(e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。

3 この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、公の機関によって設置される学校以外の学校であって国によって定められ又は承認される最低限度の教育上の基準に適合するものを児童のために選択する自由並びに自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。

4 この条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行なわれる

教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_004.html

2項の(b)(c)については、日本は「特に、無償教育の漸進的な導入により」という部分を留保しているため、批准している部分のみを表すと以下ようになります。

(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

ここに、中等教育は、すべての者に、一般的に利用可能な機会を与えなくてはならないと書かれています。

つまり、中学校を卒業していない子どもに、中学校へ入る権利を与えず、高校進学を閉ざしてしまうことは、あってはならないことなのです。

最後に、前号で紹介した前川喜平大臣官房審議官の言葉を引用します。

子どもの編入学や進級・卒業認定にあたっては、その子の成長のために良いか悪いかを第一の判断基準にすべきではないのか。何らかの事情で学校に通えなかった子ども、外国から来て日本語が不自由な子ども、どこかでつまずいて授業がわからなくなった子ども、そういう子どもをただ機械的に年齢相当の学年に入れ、1年たったら進級させ、修業年限が来たら自動的に卒業させれば済むというものではない。子どもの未来を奪うような「年齢主義」は採るべきではない。その子のために採りうる最善の方策は何なのか、学校と保護者が十分に話し合っていて決めていくことが大事なのだと思う。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/07/08070814.htm#a008

多文化共生教育部会たよりは以下のページに掲載しています。

<http://www5d.biglobe.ne.jp/~jikanwar/nihongokyozei/tayori.html>

(資料1) 学びたい：外国人の教育機会 愛知・豊田の日系少年「もっと勉強したかった」

◇中3編入後、退学扱い

名前を呼ばれた同級生が次々と卒業証書を受け取りに席を立った。「なぜ先生は僕を式に出席させたんだろう」。今年3月、愛知県豊田市立中学の体育館に設けられた「卒業生」の席で、日系ブラジル人4世の少年(15)はずっと考えていた。

少年は卒業式の予行練習に参加し、礼をして証書を受け取る動作も覚えた。だが、自分の名がこの日呼ばれないことは練習の時から知っていた。同級生の背中を見つめるうち、恥ずかしさとうらやましさが込み上げた。

少年が市内のブラジル学校から市立中学に転入したのは08年11月。経済危機で弁当店に勤めていた両親の収入が減り、月約3万円の学費を払えなくなったためだ。ブラジル学校では学力などを考慮されて中学1年相当のクラスにいたが、転入後は自動的に年齢相当の中3に編入された。

中学側は両親に通訳を介し「在籍期間が短すぎるので卒業はできない」と事前に説明したという。だが少年側は「少なくとも留年はできる」と思い込んだ。ブラジルでは年齢より下の学年への編入や留年は当たり前で、原則として年齢相当の学年に在籍させる日本の教育制度を理解できなかったのだ。

卒業式後、少年側は市子どもの権利擁護委員に働きかけて「勉強を続けたい。進学の可能性を残してほしい」と中学側に訴えたが、結局認められなかった。少年は退学扱いとされ、高校の受験資格を得られなかった。「学校でもっと勉強したかった」。少年は今も納得できずにいる。

日本へ働きに来た外国人がどこに職を見つけて居住するかにより、その子どもは将来を左右されかねない。

毎日新聞が行ったアンケートなどによると、群馬県太田市は06年度に生徒2人を年齢より1学年下の中2に編入、2人は翌年度に高校合格を果たした。三重県鈴鹿市は在籍期間にかかわらず年齢相当に編入して卒業資格を与えているが、卒業後に市の人権教育センターへ高校浪人の相談に来る生徒が毎年いるという。愛知県小牧市の担当者は「中3の3学期途中で転入した場合、学力などによっては卒業証書を渡せないだろう」と話す。

自治体や学校の対応にこうした差があるのを外国人のほとんどは知らない。豊田市の少年の学習支援をしているNPO法人「トルシーダ」の伊東浄江代表は「学校側との通訳を介した会話では疑問があっても追求しづらい」と指摘する。

少年は4日の中学卒業程度認定試験に向けて勉強してきた。日本語が苦手な少年には高い壁だが「何年かかってもあきらめない。将来のために学歴は必要」と前向きだ。

「友人と過ごした時間は楽しかった」。短い中学生生活をそう振り返る少年の元には、1人だけ教室で渡された学校長名のない“卒業証書”がある。退学後、筒に入れたまま開いたことがなかった。【中村かさね】